

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第二編 再軍備と治安対策の強化

第二章 警察法の改正

一 警察予備隊の強化とあいまって、国家地方警察の定員増加や弱体な自治体警察の強化を目的とする警察法の改正は、本年はじめより、国家公安委員会で具体化がすすめられ、三月三〇日には閣議で次のような要綱がきめられた。

警察法改正案要綱

一、国家地方警察に関する事項

- (1)警察官の定員を二〇、〇〇〇人増加する。
- (2)都道府県知事は、治安維持上重大な事案につきやむをえない事由があると認めるときは、国家地方警察にその都道府県内の市町村の区域におけるその事案を処理させることを、当該都道府県公安委員会に要求することができる。この場合においては、国家地方警察は、その管轄区域外において職権を行うことができ、当該市町村警察は、国家地方警察から通知を受けたときは、その事案の処理については、当該都道府県公安委員会の運営管理に服する。

都道府県公安委員会は、都道府県知事に対してこの要求をすることを勧告することができる。

都道府県知事は、この要求をしたときは当該事案の処理が終了した後すみやかにその旨を都道府県の議会に報告するものとする。

(3)都道府県公安委員は、住所を移したため選挙権を失ってもその住所が同一都道府県内にあるときは、その職を失わないものとする。

(4)北海道には、下部行政区画により一四以内の道公安委員会を置く。

二、自治体警察に関する事項

(1)警察職員の定員は、当該自治体において地方的要求に応じて自由に決定するものとする。

(2)人口五、〇〇〇以上の市街的町村は、住民投票によって警察を維持しないことができ、又警察を維持しないこととした後再び警察を維持することができる。但し二年間は変更できないこととする。

町村がこの住民投票を行ったときは、その結果を内閣総理大臣に報告するものとし、毎年 月 日までに報告のあった町村については、翌年四月一日に警察維持の責任の転移が行われるものとする。但し、昭和二六年 月 日までに、この報告のあった町村についてはこの転移が同年 月 日に行われ、このために必要な予算については地方財政平衡交付金の一部が移用されるものとする。

(3)警察を維持しないこととなった町村については、その警察吏員の定員の内必要な数は、国家地方警察の警察官の本来の定員に付加し、この付加定員を超える数は、一年間を限り国家地方警察の定員外とする。又その専ら警察の用に供されていた財産等は

国に無償で譲渡し、又は使用させるものとする。その町村が再び警察を維持することとなった場合には、ききにその町村の警察吏員の定員から国家地方警察の警察官の定員に付加された数だけ、国家地方警察の定員から減員し、又その地域の警察の用に専ら供されていた財産等は、当該町村に無償で譲渡し、又は使用させるものとする。

三、国家地方警察及び自治体警察に関する事項

(1)都道府県及び市町村の公安委員の資格要件を緩和し、過去一〇年間において職業的公務の前歴のない者(警察職員、検察職員及び旧職業陸海軍人を除く)には、その資格を認める。

(2)それぞれの管轄区域内で行われた犯罪、又はその管轄地域内に始まり、若しくはその地域内に及んだ犯罪の外、これらに関連する犯罪についてもそれぞれ管轄区域内において職権を行うことを認める。この場合には、原則として事前にこれを関係ある警察に通知し、且つ、その職権の行使について当該警察と緊密な連絡を保持しなければならないものとする。

(3)国家地方警察と自治体警察並びに自治体警察相互の間において、犯罪に関する情報を交換するものとする。

(4)自治体警察の警察職員も、他の公安委員会から援助の要求があったときはその要求をした公安委員会の管轄区域内で、その運営管理のもとに職権を行うことができるものとする。但し、自治体警察が他の自治体警察に援助を要求する場合には、予め国家地方警察に連絡しなければならない。

(5)自治体警察の要求によって国家地方警察が援助に出動した場合に要した費用は、国庫の負担とする。国家地方警察の要求によって、又は国家非常事態の布告のあった場合において、自治体警察職員がその管轄区域外に出動したため直接に要した費用につき、また同様とする。

(6)前号の場合において自治体警察職員の公務傷病については国家地方警察の職員の場合に準じて扱うものとする。

四、その他

(1)国家地方警察官の階級を明定し、また都道府県国家地方警察本部の長を都道府県地方警察隊長に改める。

(2)警察を維持しなくなった町村の警察職員で引続き国家地方警察の職員となった者及び国家地方警察の警察職員で引続き市町村警察の職員となった者について、恩給を通算する。

その間、これは国警の一方的強化であるという批判や、警察国家の再現だという警告もあり、また町村側では財政困難のために自治体警察を返上しようとする動きもあった。さらに、一月三〇日に開かれた全国市長会が国警の廃止と自治警の整備を次のように要望するなどのこともあったが、五月にいたり第一〇国会に改正案を提出するはこびとなった。

全国市町会の意見(要旨) 一、警察予備隊の創設によって国警の制度はその存在の基礎は失われたものと考えられる。従って国警は法務府特審局と合体「総理府警察庁」として主要通信網の維持、鑑識および重要犯罪に関する連絡、警察官の教育などの事務を担当し、管区本部、府県本部も廃止する。

一、国警の廃止にともない人口五千未満の町村は自治警をもつこととなるが、この場合、国警のように警察官の少数が農村地方におかれ、中央本部、管区本部あるいは府県本部に不当に膨大な幹部職員をおくがごとき不合理に陥らぬようにする。

一、町村は治安維持の点からみて少くとも人口七万ないし一〇万程度に達する区域ごとに町村間で共同、一つの自治警をもつこと。

二 大橋法務総裁は五月一二日の衆議員地方行政委員会で次のような提案理由の説明をおこなった。

改正案提案理由

わが国の警察は昭和二三年三月施行された警察法により根本的な改革をして、警察運営の民主化と地方分権を主眼とする民主的な警察制度として運営せられてきている。政府においては現下の治安実情にかんがみ、この際警察力の強化をはかり、その運営をさらに能率化する必要を認めるに至った。

改正案の主なる事項を申しのべると、まず国家地方警察に関しては、

(一) 警察力強化のため管区警察学校および、警察大学校に在籍する警官の数五千人以内を警官の基本定員三万人の外に増置することにした。

(二) 治安維持の万全を期すため、自治体警察の区域内における治安維持上重大なる事案について、止むをえない事情のあるときは、都道府県知事がその事案の処理を都道府県公安委員会に要求し、この場合国家地方警察をしてこれを処理させることとした等である。

次に自治警察については、

(一) 自治体の本旨にいたがい、警察吏員の定員の総計九万五千人のわくを取りはずし、各自治体警察の警察職員の定員はそれぞれの市町村が、その地方的事情に応じて自由にこれを決定できるようにしたこと。

(二) 現在人口五千以上の市街的町村は市と相並んで警察を維持することになっているが、町村については、その事情にかんがみ住民投票により警察を維持しないこととした後でも再びこれを維持しうることとし、あわせてこの場合の警察職員の措置、警察用財産の処分について規定したことが主なるものである。

更に国家地方警察および自治体警察の両者に共通した主なる事項としては、

(一) 都道府県及び市町村の公安委員の資格要件を幾分緩和したこと。

(二) 警察活動の能率を向上するために、次のごとき点を明かにした。すなわち各警察相互間に犯罪に関する情報を交換すること、各警察は、その管轄区内で行われた犯罪、その管轄区域内で始まりまたは及んだ犯罪についても管轄区域外に職権をおよぼしうるやうにしたことである。自治体警察の警察吏員も国家地方警察又は他の自治体警察の要求があったときは、その援助にあたり、管轄区内においても職権の行使ができること、これらの点を明かにしたこと、ならびに国家地方警察の要求により、および国家非常事態の布告のあった場合において、自治体警察の警察職員がその区域外に出動したときに、直接に要した費用およびこの場合の自治体警察の警察職員の公務傷病の補償について国庫が負担することを明確にした。

この警察法の一部を改正する法律案については各種の修正案が出され、参議院では閉会前日にやっと成立するなど波らんをきわめたが衆議院が参議院の修正案(人口五千にみたない町村が隣

接の市と警察組合を組織して共同で維持することができる等)をみとめて、原案とあまりかわらないものが成立し、法律第二三二号として公布施行された。

参議院における羽仁五郎議員(無所属)の反対討論(六月五日)は次のとおりである。

私は本案に反対し、従ってこれを根本的に修正していない委員会修正議決案に反対し、これを根本的に修正しようとしている社会党修正案に賛成する。

その理由は次の三点に要約される

(一)日本国民が現在その生活の実情よりして、切望しているのは警察の増強よりも社会保障の充実である。この社会保障を後まわしにして警察の増強を先にしようとするのは本末の顛倒も甚しい。(二)現在の日本の警察に対して国民が希望してやまないのは、先ず第一にその素質の改善向上であって、今日の劣悪厭うべき素質の警察官の数ばかりを増大することは国民の苦痛の増大に外ならない。(三)わが警察の民主化の主体たる自治体警察の未発達を口実として、これが改善の努力をなさずして、ひたすら国家警察の拡大を図り、わが警察民主化の根本を覆えさんとするような企てに対しては、国会は飽くまでこれに反対しなければならない。これら三点について次に、そのおのおのにつき根拠を証明する。

第一、社会の平和は、社会保障と警察的治安秩序と、この二つが車の車輪のように、両々相まって初めてこれを望むことが出来ると言われる。而も実はこの二つのうちの社会保障こそが主であり、第一義であり、ここには積極的な生産的な意義があり、国民の幸福の希望がある。これに反し、警察は飽くまで従であり、第二義であり、ここには積極的の生産的の希望もなく国民の幸福の積極的の希望もない。ここにおいて、この社会保障の車輪を余りに小さいままにしておいて、警察の車輪の方ばかりを大きくしてこの両輪の車を走らすならば、この国家はおのずから如何なる方向に向って突進することとなるか。何人もこの恐怖に堪えないではないか。政府はまさか警察のみに頼って治安を維持しようとしているのではあるまい。それならば政府は、本案によって警察の増強をわが国会に求める前に、どれだけ社会保障の充実に努力したか、一体、国の行政は、それぞれの方面にバランスのとれた力が注がれる時、はじめて健全な政治の状態を実現しうるのである。予算においても、国の行政百般の各項がそれぞれいかなるウエートをもって、全体のバランスが得られるものであるか。不幸にして政府は本案に関し、この点について私が幾度委員会において質問しても、その数字を与えることができなかった。現に今国の警察法改訂について大蔵省に反対があったことを誰も知っている。現在大蔵省がこれを自覚しているかどうか。いずれにしても本案にその頭を出しているような警察増強の主義には、国の行政及び予算のバランスを破り、頗る危険の状態を導くものがあるからこそ、それが大蔵当局において問題ともなったのである。わが国の国民の実情からして、現在の社会保障は余りに不十分であり、バランスを失し、危険である。社会保障制度審議会はわが国の経済の実情において当面最も緊急の最低限の要求を答申したのであります。しかるに政府は、この当面もっとも緊急の社会保障費を出していないではないか。当面緊急の最低限を下っていることはわが国家社会の危険をそのままにしているということである。しかるに、現在、警察は、事実最大限を超えている。わが国は戦時中でも警察官の数は十万を超えたことはなかった。それが現在では自治警察及び国警合わせて十二万五千、数において決して少ない。治安情勢から見てというが、そのために国警予備隊もある。帝政ロシヤの秘密警察オフラナは、仕事がなくなると暴動を煽動して、みずからがふとる理由としたということは、この一月一日の読売新聞の社説である。諸君は我国を帝政ロシヤの歩んだ方向におこうとするか、しないか。これが第一の問題である。

第二、新しい警察法、なかんづくその前文に規定せられているような民主的任務を

遂行すべきわが警察官の素質が、未だに甚しく劣悪を極め、国民に厭うべき感情を与えていることは、国会の深く遺憾とするところでなければならない。最近、海上保安庁の汚職事件は、国民に深い悲しみを与えている。警察官の汚職はこれが摘発最も困難であるだけ、白昼公然の秘密というか、国民周知の事害を警察側が公然これを否定し、いかんとも手のつけようがなく、国民は憤満と慨嘆とに堪えない。商売のものを只でとるといようなことは、百姓、町人、民間の正業ある者の決してしないところである。警官がこのようなことをするならば、無頼漢が店頭にすわりこみ、商品に手をかけても、市民がこれをいかんともすることができない。日常、警察の取締る対象とされているいわゆる弱い立場に置かれておる市民老若男女の嘆きは、諸君の耳目に達していないはずはない。数日前の東京新聞の投書などを御覧なさい。私はこれらの事実を一々とがめようとするものではない。私の主張しようとするのは、民主警察官、なかんづくその第一線の一般下級警察官の素質の向上を今日当面第一の急務とする民間の世論が、無視されてはならないということである。そのために、良識ある政府と国会とが今日当面まず第一になすべきことは、警察官の数の増加ではなく、その素質向上及びそのための待遇の改善、設備の充実であるとする。この二六日の読売新聞は次のように記している。「現在結核にかかって勤務を休んでいる療養中の警官は警視庁管下において六二〇名という。六二〇名と言えば国警神奈川全体に匹敵する。大きな警察の三カ署ぐらいは新設できる数である。これは容易ならぬことである。警官といえば薄給という言葉が連想される世の中であってみれば、結核警官の療養設備を先ず考えねばなるまい。しかるに二〇〇名を収容する警察病院と、年一回の健康診断だけが設備の全部とあつては、それこそ二階から目薬である。何よりも心身の疲労に対して十分の栄養のとれるような給食が必要であり、十分に安眠のできる宿舎の設備が欲しい。睡眠不足の栄養不良の神経衰弱気味の警官などは私たちにとっては困る。男の警官のヒステリ症状ほど私たち良民を悩ませ、苦しめるものはない。

更に重大な問題がある。民主主義の原則、基本的人権の尊重のないところには、警察官に対して国会が与えている取締、また逮捕、尋問などの権力は、たちまち人民の自由を圧迫する恐るべき専制権力となり、その武器は凶器となるのである。兵は凶なり、棍棒、拳銃、皆凶器である。基本的人権の意識に伴われない武器または過剰の武器は、いずれも取りも直さず人民の自由と人権の侵害となる。現に憲法、又警察法、又警察官職務執行法あるにかかわらず、拳銃が人民の基本的人権の最高のものたる生命を脅かして使用されている事実が数えるにいとまないのである。現在のわが警察予備隊の設置以前において、およそ国に存在すべき必要にして十分の武力として承認されたものであるから、この警察予備隊の設置以後においては、従来的一般警察官の拳銃武装がそのまま承認すべきかどうか再検討されるべき問題である。果して一般警察官の拳銃携帯にいかなる必要があるか。私は当局に対してその数字的根拠を求めたが、与えられたのは、拳銃暴発、すなわち警官の拳銃携帯が如何に不必要であり危険であるかの数学的根拠のみであった。新聞などに掲げられたメーデーなどの写真をみても、民主主義以前の警官は、帯剣していたけれども、容易に抜剣を許されず、専ら素手を以て処理していたのに対し、民主主義の今日の警官が右に拳銃左に棍棒、しかもややもすればたちまち棍棒をふりかざすその人相は、民主主義以前の当時よりもかえって陰悪なるものがある。わが国の交通巡査が拳銃を携帯していることの必要が果してどれだけあるか。いかなる事態にも対処し得るために、当時必要がないのに武器を携帯するというのは、武力主義の時代ならいざしらず、国家の権力また武力がいやしくも人民の自由と人

権とに圧倒的に働くことを許さない今日の民主主義において、許さるべき観念ではない。わが警官の拳銃携帯が、かえってわが国のギャングたちの拳銃携帯を挑発している傾向のあることも悲しむべき事実である。

しかもこうした武力をも含む警察権を国家が承知する警官が、果してどれだけの民主主義的教養を以て、この武力を含む警察権を、決して国民の自由と人格とを圧迫する方向においてでなく常にこれを擁護する方向においてのみ行使するという保障を、わが国会の信託に応じて示すことができるかどうか。この最も重要な点についても、法務総裁も国警長官も何らの調査資料をわが国会に提出し得なかったのである。基本的人権を、概念においてのみならず、感覚においても切実の体験として身に付けるためには文学などを含む一般的教養が最も重要であるけれども、これらの点が全く閑却され無視されているのみならず、警察学校、警察大学などの教育において、近代教育学の進歩が殆んど取り入れられていない。東大又国立大学そのほか日本の教育学の進歩を代表している学者たちの協力さえ求められていない。公務員の素質と能力とをあらゆる方面からテストする方法として、人事院が研究し実行しているマルチプライ・チョイスなどの方法もある。又国立大学の社会学心理学研究室などに委嘱して、外から見た日本の警察の現状を客観的に明らかにすることもできる。委員会において、法務総裁、国警長官がこれらの点につき私の指摘に服し、今後これらの実施に速やかに手段を尽すと公約されたことは、国会の銘記監視されたいところであるが、現在、国会がこれらの客観的資料に基いて安心して本案を可決することができないことも事実である。この二七日の東京新聞の世論調査においても、警官の質の向上を希望する者が第一位であった。人員の増加の希望は第六位である。そのパーセンテージにおいても後者は前者の実に五分の一に過ぎない。この二九日、放送局が静岡県三俣における拷問事件について良心的な放送を行っていた。警察民主化の今日の日本に、未だに警察官が民主人民に対し拷問を行っているかの疑惑の存する事実は、誠に由々しい問題である。素質劣悪の警察官、なかんづく基本的人権の尊重の意識の低い警察官の数の増加は、国民を苦しめ、民主主義を危うくする。今日、当面の急務先ず第一になすべきことは、警察官の素質の改善、そのための下級警官の待遇改善及び教養、休養、そのほか各種の設備の充実であって、断じて、数の増加を先にし、これら当面の急務をあとにすべきではない。

第三、本案が民主警察の根本たる自治体警察の範囲を縮小し、国家警察を拡大し、すなわち、わが日本の史上空前の犠牲をもってわが国民の誓約した警察の民主化の根本をくつがえそうとしている点は、国会の決して看過してはならない最後の重大問題である。

本案に対する公聴会の公述人の多数がこの点を強く批判している事実は、無視さるべきではない。衆議院の公聴会においては、鈴木大阪警視総監が、平衡交付金の基準単価が合理的に是正されれば、自警を投げ出す町村はないと信ずると公述し、梅津東京都会議員は、近頃の警察は強盗殺人等に対しては歯がゆいが、労働者の団体交渉などに対する出動には熱心なようだとは批判していたではないか。そして本院の公聴会において、わが警察制度の権威者土屋正三君は何を公述したか。

今回の改正法案の主旨は、国家地方警察の拡充強化によって市町村警察を補正するという考え方によるのではないか。果して然るとすれば、これは現在の警察法の根本精神と矛盾する。わが警察法の母体ともいべき二二年九月一六日、連合軍最高司令

官書簡は、従来の日本が警察国家であったことを痛烈に批判し、「今後の日本の警察は、憲法により、地方自治の原則に則って、完全に地方分散でなければならない」と断じ、「過去の日本における国家権力による警察力の濫用の根本的是正をなすには、中央集権的統制に不可分に附随する警察国家的可能性は最も注意して避けなければならない」と記している。然るに事件発生の際毎に治安の維持に強力な国家権力の発動を要求するというのでは、わが国民は民主警察を維持して行く資格はないといわねばならない。イギリスの警察の歴史を見ても、イギリスの治安は必ずしも常に良好ではなかったのであるが、しかしイギリスの国民は、治安の維持に国家の権力の発動を要求することは極めて稀であった。イギリス警察の名著の著者リイは、行政官としても学者としても知られているが、彼はこう記している。「当時有力な警察があったならば、各地に発生した騒擾は大事に至らずして食いとめることができたであろうが、イギリスの自由のためには幸いにも、全国に亘って威力を振り得るような強力な警察はイギリスには曾て存在したことがない」と記している。多少の騒擾ぐらひはあっても全国一般に亘って威力を振り得るような強力な警察はない方が、イギリスの自由のために幸福であったのである。

警察制度についての権威者土屋正三君はこう公述しているのである。

さらに彼は公述を続けて次のように言っている。

現在、政府自体が自治体警察を信任していないのではないかと疑われるのは誠に遺憾なことである。自治体警察の定員の枠を外したというかもしれないが、今日の地方財政の現状において、国家の補助金がなくて勝手にやれといわれても無理である。国家警察を強化しようとすることは、連合軍司令官書簡において、これだけは防止せねばならないとした中央集権的に統制された国家警察網が、再び形を変えて現出するものであるという批判を免れない。国家地方警察の看板を外すがよろしい。民主警察の大旗を振りかざしながら、而も国家警察を拡充するのは、羊頭狗肉のそしりを免れない。

諸君、警察制度についての学識経験者土屋正三君が本院の公聴会においてかく公述しているのである。

一般に、そしてこの場合、特に、国会が果して公聴会の公述を尊重して議案審議にこれを反映させるか、事実上これを無視するか、この問題は、最近特に国民が監視を集中しているところである。

一九四五年一月四日、連合軍によって日本の治安維持法が廃止され、一二月二日、連合軍最高司令部ソオプ准将は、新聞発表において、「警察官は国民の主人ではなく、その公僕とならねばならず、暴力、威嚇、及び非人道的な状態の留置所などによらず賢明と模範とによって治安を確保するよう訓練されねばならない」と強調している。「日本の警察は、民衆に奉仕するためではなく、政府当路者の野心を達成するために創成されたものであった」とは、日本警察改革に関する連合軍最高司令官書簡の前提として、一九四六年、日本に派遣されたヴァレンタイン・ミッションの報告書の結論として、その六月七日の発表に明記されていたところである。

警察の対象とすべき「犯罪は、局地的であり、局地的に処理すべきものである。」これは、このヴァレンタイン報告書に明記されていたところであり、近代的なる警察の根本原則である。然るにこの点について、私が委員会において二度くり返して質問したのに対して大橋法務総裁は遂に確信を示さなかった。法令によって罪の範囲を拡大するのは民を網するものである。警察の対象とすべき犯罪はあくまで局地的なものであり、全国的

の問題は政治の問題である。この政治と警察との混同、これこそ警察政治、警察国家の復活である。日本における民主主義の建設は遂に失敗に帰するのではないかということは、今日、世界の新聞及び一般の世論の疑惑の的となっていないであろうか。

最近フィリピン航海を終って大阪に帰った富士丸の海員は、フィリピンに行って見て、如何に日本の再軍備がひどく嫌われているかを知った。人夫も口をきいてくれなかった上に、上陸も許されなかったと語っている。去る一三日のニューヨーク・タイムスは、西ドイツに於て最近ナチスの復活による新しい右翼政党がサキソニイ州議会選挙に一一%の投票を得て、一六の議席を獲得したことを重視し、この事実はフランスその他の西欧諸国をして西ドイツの再軍備の問題を改めて考え直さねばならない危険を感じしめしていると記している。すでに遅い、というようなことになったらどうするか。

日本占領軍最高司令部労働課教育班長ブラッティ君は、その任務を解かれて数日前帰国したが、同君が去る二一日、総評主催の労働運動弾圧反対大会において、帰国の挨拶に何といったか。「私は帰国したら、米国の労働者に、日本の労働者に与えられた基本権或はその保障を次々と奪い去ろうとしている反動政策について報告するのを、第一の仕事と考えている。」と述べたのである。

結論として、「何人も、自己の自由を守ろうとする者は、自己の敵をも圧迫から守らなければならない。若し我々がこの義務をやぶるならば、我々はやがて我々自身の身に振りかかって来るであろう前例を打ち立てることになるのである。これこそトム・ペインの不朽の名言である。論語、顔淵第一二に何と記されているか。「子貢政を問う。食を足し、兵を促し、民これを信ず。必ずやむことを得ずして、去らば、この三者において、何を先とせん。子曰く、兵を去らん。」現在の日本の現実の実情において、社会保障よりも警察の強化を先にし、警察の素質の改善よりも、その劣悪の素質のまま警察の数の増加を先にし、警察民主化の根本を覆えて、自治体警察を軽視し、国家警察を重視しようとする本法案に対し、わが国会が民主主義と平和との誓約の下に立つ限り、断じてこれを否決すべきであると私は確信する。しかも本案のうしろに、又、そして、このあとに、現在の政府は何を考えているか。諸君もこれを知っている筈である。

これらの理由により、私は本法案に反対し、したがってこれを根本的に修正していないような委員会修正議決案に反対し、これを根本的に修正しようとしている社会党修正案に賛成する。

三 改正された警察法による町村自治体警察の廃止については、本年度の期限九月三〇日までに住民投票をおこなった一、〇二八町村のうち、四町村をのぞく一、〇二四町が廃止を決定し、一〇月一日から国警に編入された。これにより国警は警察一三、一八〇名、職員二、八六〇名、計一六、〇四〇名を吸収したことになる。

なお、この編入にあたって斎藤国警長官は、一〇月一日全国各管区本部長および各府県隊長あてに次のような訓示を發した。

長官訓示(要旨)

私は、町村当局者並びに公安委員や警察職員の各位に対し、警察法施行以来今日に至るまで困難な社会情勢の中であって、自治体警察の創設と育成という重大な仕事に努力をせられ、国家地方警察に対しても多大の御協力を賜ったことに対し深甚なる敬意と謝意を表する。

次に新たに職員となった諸員を含めた国家地方警察の全職員の諸君に、若干の所感を申し述べて諸君の考慮と一層の努力を望む次第である。

その第一は、従前より国家地方警察に在職する者であると今回新たに国家地方警察に属することとなった者とを問わず国家地方警察の全職員は融和一致の気持を堅持することである。

第二は、われわれの国民に接する態度についてである。国家地方警察も自治体警察も、いずれも民主警察として公安委員会の管理に服するものであって、国民に対する態度についてはいささかも相違があってはならないのである。警察力は国民の信頼の上に立って始めて強い力を発揮できるものであることに思いをいたし特に今回新たに編入された区域については、従前の自治体警察関係者の多年の努力の結果を無にしないよう、積極的に住民の実状に応じてその接遇のよろしきを期し、いやしくも警察責任の変更が警察官の態度を官僚的ならしめたというが如きそしりの生じないよう心がくべきである。

第三は、警察経費についてである。町村警察の区域が、国家地方警察の責任に属することにより町村の負担が国の負担となっても、警察は結局は国民の負担によって維持されるものであることには変りがない。警察経費の使用については万全の意を用い、努めて冗費を省き警察機能の最も効率的な運営を期しうるように努力すべきことはいうまでもない。

その四は、自治体警察との連絡協調についてである。国家地方警察は警察法に明記せられているように、自治体警察と互に自主独立の関係にあることはいうまでもない。然しながら国家地方警察は単に自治体警察の管轄区域外の町村を管轄するのみではなく一面自治体警察へのサービス機関等としての数多くの職責を負わされており、通信、教養、鑑識その他において十分なる役務の提供をなすべきであって、これに対する自覚と謙虚さを高めることが肝要である。この際一層各自治体警察と緊密な連繫を保持し、相互によくその立場を理解し、尊重しつつ一体となって任務の遂行にあたり、治安維持の万全を期して国民生活の平和と安全を守ることを期せねばならぬ。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
